

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、翌日
から翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

家畜のブルセラ病検査等の実施（畜産課）

牛のブルセラ病検査等の実施（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

平成五年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木三三五	平成五年三月一日
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇一	"
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	"
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一	"

鳥取県告示第百三十三号

ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蝕病検査及び馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

平成五年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病及び馬伝染性貧血の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの（鳥取市、倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町又は江府町の区域において飼育しているものに限る。）

(二) 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場し、うとするもの（米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

(三) (一)及び(二)に掲げる牛以外の牛で平成五年四月一日以降に放牧し、うとするもの

2 結核病検査

平成五年四月一日以降に、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

3 ニューカッスル病検査

鶏

4 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種類及びこれと同一施設内で飼育している鶏

5 腐蛆病検査

みつばち

6 馬伝染性貧血検査

馬

四 実施の期日

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

鳥取県告示第二百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成五年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一

施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月三日 鳥取県指令受都計三十二第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字流シ川跡

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大崎一九六九

松本 勝

鳥取県告示第二百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年一月十三日 鳥取県指令受米土維第九百二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

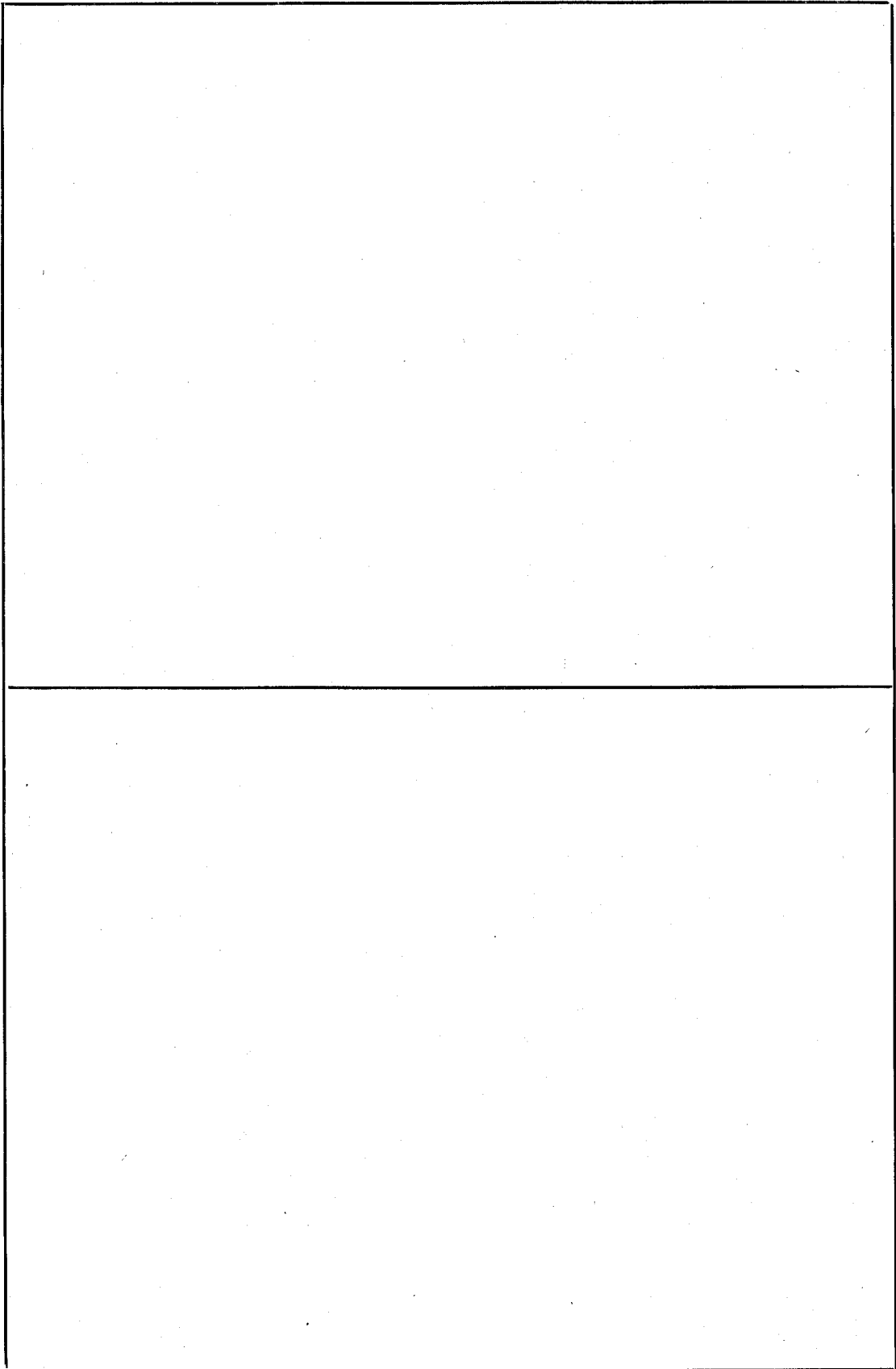
米子市皆生新田二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇一八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇



鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成5年度（平成5年4月から平成6年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成5年3月22日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023, 7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

申 込 者

郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

㊟

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】